

2010年11月15日

内閣府犯罪被害者等施策推進会議

会長 仙谷由人 殿

全国犯罪被害者の会(あすの会)

代表幹事 岡村 勲

いつも犯罪被害者のため格別のご助力を頂き有難うございます。

早速ですが、2010年11月5日付けをもって太田裕之内閣府犯罪被害者等施策推進室長に対して、別紙1の質問及び要請の文書をお送りしたところ、別紙2の通り回答がありました。

平成22年度犯罪被害者白書には、性犯罪被害者小林美佳氏の手記が載せられ、さらに本年12月1日開催の犯罪被害者週間国民の集い中央大会においては、同氏がパネルディスカッションのパネリストになるとのことでございます。

小林美佳氏は、性犯罪体験記の出版、講演などを行っている性犯罪被害者ではありますが、「被害者と司法を考える会」の運営委員として、被害者参加、損害賠償命令、少年審判被害者傍聴、凶悪犯罪の公訴時効の廃止/大幅延長/遡及適用など、犯罪被害者等基本法及び犯罪被害者等基本計画に基づく犯罪被害者の権利の確立に悉く反対してきた人物であります。

性犯罪についていえば、公訴時効期間25年であった強盗強姦・強盗致死、強盗強姦致死の公訴時効が廃止になり、同15年であった強制わいせつ等致死、強姦等致死、集団強姦等致死の公訴時効が30年に延長されましたが、小林氏はこれにも強く反対しております。

小林氏は、公訴時効の延長は、被害者の苦しみを増すことになると思いますが、何を根拠に言うのでしょうか。公訴時効が完成した未解決事件被害者の苦しみは想像を絶するものであります。冤罪事件で再審無罪となった菅谷さん事件の真犯人は、時効完成で青天白日の身となり、真犯人を捕まえて欲しいと願う菅谷利和氏の願いも叶うことはありません。公訴時効の廃止、延長は捜査費用を増大させ、支援者の増員も必要になることも反対理由に挙げています。被害者参加や、少年審判傍聴がどんなに被害者の救いになっているかはわかり知れません。

小林氏の言動は、大きく被害者を傷付けています。

太田推進室長の回答は、当会の質問に答えていないのみか、犯罪被害者の求めているもの、被害者の尊厳、人権に対する最も大切なものを無視し、性犯罪体験者なら誰でもよい、犯罪被害者等基本法や基本計画の精神を理解しているかどうかは関係ない、被害者を傷付けるかどうか関係ない、という回答であり、このような太田推進室長の姿勢は、政府において犯罪被害者の施策を推進する立場としてふさわしいものではなく、到底承服できるものではありません。

この問題について、犯罪被害者等施策推進会議の責任において、大多数の被害者の立場に立った適切な対処をしていただきますようお願いいたします。